

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年11月までの期間及び6年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年11月まで
② 平成6年5月

平成7年4月頃、夫が自身の年金について市役所へ相談に行った時、窓口の担当者から「今から、過去2年分の保険料を納付し、60歳から任意加入して保険料を納付すると、年金が受けられるので頑張って納付する方がよい。」と言われたので、夫は老後のためにと思い、夫婦二人分の過去2年間の納付書を発行してもらい、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれた。

申立期間①及び②は、夫が国民年金保険料を納付済みであるのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月頃、夫が自身の年金相談のために市役所へ行き、夫婦二人分の過去2年間の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、夫のオンライン記録によると、夫は、申立期間①及び②を含む5年4月から7年3月までの2年間の保険料を遡って過年度納付するとともに、同年4月以降の国民年金被保険者期間の保険料を全て現年度納付し、年金受給権を確保していることが確認できる。

また、申立人の夫が、上記国民年金保険料の納付を開始する前の夫婦の国民年金被保険者期間における保険料の納付及び免除状況が一致している上、夫婦の納付日が確認できる平成7年4月以降の保険料については、ほぼ同一日に納付していることが、申立人のオンライン記録及びその夫に係る市の国

民年金保険料収滞納一覧表により確認できることから、夫婦一緒に納付していたものと推認できる。

さらに、申立期間①及び②は、8か月間及び1か月間とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金被保険者期間において未納が無いことなどを踏まえると、当該期間の国民年金保険料についても、申立人の夫と一緒に過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年9月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで
③ 昭和53年10月から54年3月まで
④ 昭和55年12月から56年3月まで

国民年金の加入手続は、最初に勤務した会社を昭和44年11月に退職後、父が行ってくれ、加入当初の国民年金保険料も、父が納付してくれていた。

私が昭和46年11月に結婚した際、父から国民年金手帳を渡され、これからは自身で納付するように言われていた。各申立期間の保険料についての納付方法等はよく覚えていないが、いずれの期間とも未納が無いように納付したはずである。

申立期間前の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、当初、未納期間と記録されていたが、領収証書を保存していたため、平成20年7月に納付記録が訂正された。したがって、申立期間の保険料の記録も欠落している可能性が考えられるので、しっかりと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A県B市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①直後の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料が、49年10月に納付された事跡が確認できる一方、申立人が所持する国民年金手帳には、印紙検認の事跡は確認することはできないことから、申立人は同年10月に市役所の窓口で納付を行った可能性が高く、窓口で昭和49年度の納付状況が確認できる状況にあって、申立期間①直後の昭和49年10月から50年3月までの保険料を納付しながら、時効到来前の申立期間①の保険料を納付しない

ことは不自然であり、収納記録の管理が適正に行われなかった可能性を否定することができない。

また、申立人も、「申立期間①直後の昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付した時に、申立期間①の保険料も現年度納付することが可能であれば、申立期間①を未納のまま放置し、49 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料のみを納付することは考えられない。また、当時、保険料を納付する資力も十分にあった。」と陳述しており、申立期間①の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間②、③及び④の国民年金保険料について、申立人は、「集金人又は B 市役所の窓口で納付した。」と陳述するのみであり、納付時期、納付金額及び納付書の様式等の記憶はなく、当該期間に係る現年度納付をうかがわせる状況を確認することはできない。

また、特殊台帳を見ると、昭和 52 年 10 月及び 53 年 10 月の欄に、それぞれ「53 催」及び「54 催」の押印が確認できることから、少なくとも申立期間②及び③の国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から申立人に納付催告が行われたと考えられるが、申立人は「納付書が送付されたのであれば、納付していたはずである。」と陳述するのみであり、納付場所、納付時期、納付金額及び納付書の様式等の記憶はなく、当該期間に係る過年度納付をうかがわせる状況も確認することはできない。

さらに、申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年2月から51年3月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、53年5月、同年6月及び58年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年2月から51年3月まで
② 昭和51年5月から同年8月まで
③ 昭和53年5月及び同年6月
④ 昭和58年2月

私は、昭和45年1月に会社員の前夫と結婚し、すぐには国民年金に加入しなかった。しかし、50年2月頃に前夫の勧めもあり、自身でA県B市役所C出張所に出向き任意加入した。国民年金保険料については、加入後に送付されてきた納付書で、自身で同出張所へ出向き納付した。

領収証書については、家計簿に貼り付けていたが、平成2年7月に離婚する際に処分してしまった。

7回ぐらいC出張所で納付した頃だったと思うが、前夫から、「同僚の奥さんと同じようにする。」旨のことを言われたので、年金手帳を預け、その後の保険料の納付は前夫に任せており、どのように納付してくれていたのかははっきり分からない。

しかし、申立期間当時については、前夫の給料もよく生活に余裕があったので、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったことは無く、特に、任意加入した当初の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びB市保存の申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和50年2月24日付けで、国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入時期からみて、各申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間①及び②当時において、その前夫の給料は高く、生活に余裕があり、国民年金保険料を納付できなかつたことは無かつたと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、前夫は厚生年金保険に加入しており、当該期間当時の標準報酬月額は、それぞれ 20 万円及び 26 万円と比較的高額であつたことが確認でき、当時において、保険料の納付資力は十分にあつたものと推認できる。

さらに、申立人は、加入手続後の国民年金保険料について、送付された納付書により B 市役所 C 出張所で納付していたとしているところ、当時の現年度保険料の収納方法と符合する。

加えて、申立人は、加入した当初の国民年金保険料額は 1,000 円ぐらゐであつたと思うとしているところ、申立人が任意加入した昭和 50 年 2 月の保険料額は 1,100 円であり、金額がおおむね一致すること等を踏まえると、任意加入手続を行った申立人が、加入当初の申立期間①及び②の保険料を納付しなかつたとは考え難い。

一方、申立人は、国民年金に任意加入した後、7 回ぐらゐ B 市役所 C 出張所で国民年金保険料を納付した頃に、その前夫から「同僚の奥さんと同じようにする。」旨のことを言われたので、年金手帳を預け、その後の保険料の納付については、前夫に任せていたと陳述しているところ、同市保存の申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間②直後の昭和 51 年 9 月 1 日付けで、前夫名義の口座から口座振替手続を行っていることが確認できることから、申立人が前夫から言われた「同僚の奥さんと同じようにする。」とは口座振替への切替手続のことであつた可能性が高く、同月以降の保険料の納付については前夫が行っていたものと考えられる。

そこで、オンライン記録を見ると、申立期間②直後の昭和 51 年 9 月から第 3 号被保険者になる直前の 61 年 3 月までの 9 年 7 か月間にわたる国民年金任意加入被保険者期間において、申立期間③及び④の 3 か月間を除き、国民年金保険料が全て納付されていることから、申立人の前夫の納付意識は高かつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間③及び④当時においても、その前夫の給料は高く、生活に余裕があり、国民年金保険料を納付できなかつたことは無かつたと陳述しているところ、オンライン記録を見ると、当該期間当時の前夫の標準報酬月額は、それぞれ 30 万円及び 41 万円と比較的高額であつたことが確認でき、当時においても、保険料の納付資力は十分にあつたものと推認できる。

さらに、申立期間③及び④は、2 か月間及び 1 か月間といずれも短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和36年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月29日から同年6月1日まで

夫の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、夫がC社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、出向していた関連会社のD社からA社B支店に異動となった時期であるが、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を夫の厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された人事記録並びに事業主及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社B支店に継続して勤務し（D社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社が、「A社B支店が、関連会社であるD社を吸収合併したことにより、同社は廃業となり、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったと思われる。その時点で、同社における厚生年金保険の被保険者全員を、A社B支店で被保険者とする事務処理が行われたものの、何らかの事務過誤によりこのような未加入期間が生じたものと考えられる。」としていることから判断して、D社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である昭

和 36 年 5 月 29 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店における昭和 36 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料は無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

年金事務所から、同時期に転勤した同僚の年金記録が訂正されたとの通知を受けたので、自身の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答であった。申立期間も退職することなく、継続して同社C営業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社C営業所に異動したとする元同僚に係る経歴証明書から、同社C営業所での勤務開始日が昭和40年7月21日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

年金事務所から、同時期に転勤した同僚の年金記録が訂正されたとの通知を受けたので、自身の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答であった。申立期間も退職することなく、継続して同社C営業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社C営業所に異動したとする元同僚に係る経歴証明書から、同社C営業所での勤務開始日が昭和40年7月21日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

年金事務所から、同時期に転勤した同僚の年金記録が訂正されたとの通知を受けたので、自身の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答であった。申立期間も退職することなく、継続して同社C営業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社C営業所に異動したとする元同僚に係る経歴証明書から、同社C営業所での勤務開始日が昭和40年7月21日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年2月から同年9月までは26万円、同年10月から9年3月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月10日から9年4月6日まで

A社に勤務していた申立期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と保険料納付額が、給料明細書の内容と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人提出の給料明細書から、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料額を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成8年2月の標準報酬月額については、給料明細書に記載されている保険料控除額から判断すると、26万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成8年3月から9年3月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書で確認できる保

険料控除額から、平成8年3月から同年9月までは26万円、同年10月から9年3月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月16日は17万円、17年7月20日は18万円、同年12月15日は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関提出の申立人に係る取引明細表により、申立期間にA社から申立人に対して賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同職種の同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書を見ると、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることなどから判断して、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年12月16日は17万円、17年7月20日は18万円、同年12月15日は24万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月30日から同年11月1日まで
A社からB社に組織変更された時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。
両社は関連会社であり、申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のB社は昭和52年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は申立期間において引き続きA社で厚生年金保険の被保険者となるべきであったと考えられることから、同社での資格喪失日を同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和52年10月の定時決定の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日及びC社（現在は、D社）E工場における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月16日から同年12月16日まで

私がA社本社からC社E工場に出向した際の厚生年金保険の加入記録に空白が生じているが、その期間も含めて継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F社共済会から提出された人事記録、健康保険組合の記録、雇用保険の加入記録及び申立人と同時期に出向した同僚の陳述から判断すると、申立人がA社本社及びグループ会社のC社に継続して勤務し（昭和44年11月21日にA社本社からC社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、両事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、両事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もC社からA社に移籍した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、雇用保険の加入記録及びB社から提出された辞令リストから判断すると、申立人は、同社及びその系列会社に継続して勤務し（昭和48年6月7日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているものの、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、当初、昭和48年7月1日と記録されていたところ、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年6月14日付けで総務大臣から申立人の同僚の年金記録に係る

苦情のあっせんが行われたことに伴い、昭和48年6月7日に訂正されており、同社が、申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もB社からA社に移籍した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された辞令リストから判断すると、申立人は、同社及びその系列会社に継続して勤務し（昭和48年6月7日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているものの、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、当初、昭和48年7月1日と記録されていたところ、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年6月14日付けで総務大臣から申立人の同僚の年金記録に係る苦情のあ

っせんが行われたことに伴い、昭和 48 年 6 月 7 日に訂正されており、同社が申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 6444 (事案 5382 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成4年4月まで

私の母親が、昭和62年5月又は同年6月頃、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に年金記録に係る確認申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証する資料として、i) 国民年金の加入手続き時に必要とされた昭和62年6月3日に発行された私と父親の住民票の写し、ii) 同年6月、同年7月及び同年8月の各3月の支出内訳を証する書面、iii) 同年の確定申告書に記されている社会保険料控除額に占める国民年金保険料額を証する書面の3点を私の両親が提出するので、もう一度審議し、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

また、このほか、私の両親は、私に係る年金事務所が管理している記録を見て、私の平成4年度及び5年度の国民年金保険料は、過年度納付などしていないのに過年度納付となっており、また6年度の保険料は、納付月が逆になっているなど疑わしいことから、申立期間は、誤って未納と記録されていると思うと言っていることも併せて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る初回の申立てについては、平成23年2月10日付けで、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、6年6月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間は、この手帳記号番号の払出時点において、時効の成立により、制度上、保険料を納付することができない等として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でない

とする通知が行われている。

今回、申立人の代理人であるその両親から、意見書と共に申立期間の国民年金保険料の納付を示す資料として、i) 国民年金の加入手続時に必要として、昭和 62 年 6 月 3 日に発行された申立人及びその父親の住民票の写し、ii) 同年 6 月、同年 7 月及び同年 8 月の各 3 月の支出内訳と称する書面、iii) 同年の確定申告書に記されている社会保険料控除額に占める国民年金保険料額と称する書面の 3 点の資料が当委員会に提出されている。

しかし、これらの提出書面からは、昭和 62 年 5 月又は同年 6 月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立期間の国民年金保険料が納付された事実は確認することができない上、申立人の国民年金手帳記号番号が平成 6 年 6 月頃に払い出されていること、及び申立人に係る別の手帳記号番号が見当たらないことを覆す事情もうかがえない。

また、申立人の代理人であるその両親は、年金事務所が管理している記録について、申立期間が誤って未納と記録されていると主張しているが、昭和 59 年のオンライン化以降、金融機関を通じて納付された保険料の収納管理は、機械的に処理されていることから、誤って記録される可能性は低いと考えられる。

さらに、今回、実施した口頭意見陳述において、申立人の母親に申立人に係る加入手続及び国民年金保険料の納付状況を聴取したところ、母親から、i) 今回、提出した新たな資料についての内容、ii) 平成 6 年度の保険料納付の納付月が前後して納付されていること、iii) 平成 4 年に加入手続を行ったとするのであれば、保険料の納付は年度当初の同年 4 月から開始されるが、申立人については同年 5 月から納付が始まっていること、iv) 申立人の年金手帳に記されている「初めて上記被保険者となった日」は昭和 60 年 4 月 1 日であり、これは「ねんきん特別便」に資格を取得した年月日と明記されていることから、委員会が述べる加入しなければならない日ではないことの 4 点について、再申立ての理由として説明しているが、いずれの内容についても、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情ではなく、申立人の母親からの陳述では、新たな事情を見いだすことはできない。

以上のことから、これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間の申立人の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6445 (事案 6357 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年7月まで

昭和59年4月21日に厚生年金保険適用事業所(A社)を退職したため、私の姉がB県C市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

国民年金保険料についても、姉が納付してくれたはずである。

領収証書などは残っていないが、姉が私の国民年金保険料を納付してくれたのは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

以上を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められないとの通知を受けた。

しかし、当該第三者委員会の結論に納得できない。新たな資料等はないが、もう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿を見たが、申立期間当時において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらないこと、及び申立人は平成16年3月26日付けで、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その5日後の同年同月31日付けで、同年3月以降の国民年金保険料について免除申請手続が行われていることが、オンライン記録で確認できることなどから、申立人は、A社の退職時ではなく、同年3月に別の厚生年金保険適用事業所(D社)を退職した際、初めて国民年金の加入手続を行ったことにより、遡及して申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、それより前においては、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、また、

それらを担っていたとするその姉への事情の聴取は行わないでほしいとしており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかったこと、iii) 手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には、昭和44年4月28日に手帳記号番号が払い出されているが、資格を取り消されており、それ以外に有効な別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年6月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の第三者委員会の結論に納得はできず、もう一度審議してほしいとするのみで、申立人から新たな資料の提出等はない。

なお、申立人の了承が得られたため、その姉に対する事情の聴取を行ったが、姉は申立人に係る国民年金保険料の納付等についてはよく覚えていないとしている。

以上のことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月4日から59年5月2日まで

私は、親族が経営するA社において、昭和57年2月21日から60年5月30日までの期間は取締役、それ以外の期間は数か所の事業所で、B業務及びC業務のほかにD業務等をそれぞれ行っていた。

姉及び義妹もA社において厚生年金保険に加入していることから、私も同社が適用事業所となった時から、別の事業所に就職するまでの期間については、同社の被保険者であったはずである。

また、年金記録確認第三者委員会に申立てを行う前の平成19年ないし20年頃、E年金事務所の相談窓口で、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を閲覧した際、当該名簿に被保険者の氏名欄が空欄になっている箇所があるのを見た。

申立期間の給与からは厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員が、「A社は、各地で事業所を抱えていた。申立人は一時期、数か所の事業所でB業務等をしていた。」と陳述していることから、詳細な時期までは特定できないものの、申立人が同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間にA社の事業主であった申立人の義兄は、既に死亡しており、その妻で取締役であった申立人の実姉は、「申立人の年金のこと、及び会社のことは分からない。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、上述の義兄の次にA社の事業主となった申立人の弟は、「申立期間を

通じて、申立人の勤務実態及び保険料控除については分からない。事務担当者に聞いてほしい。」と陳述していることから、同社において経理を担当していたとする複数の元従業員に照会したところ、「申立人は、社員ではなく、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」「従業員台帳に名前のある者をF国民健康保険組合及び厚生年金保険に加入させたが、申立人の名前はその台帳には無かった。申立人は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨それぞれ陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社では夫（当時）が事務責任者で、私たち夫婦二人分の給与を管理し、その給与からそれぞれの厚生年金保険料を控除し納付していたはずである。」と陳述しているところ、申立人の元夫は、「申立期間当時、申立人の給与、年金及び保険について確認したことはない。」と文書回答している。

加えて、申立人は、E年金事務所の相談窓口において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を閲覧したところ、同名簿の被保険者の氏名欄が空欄になっている箇所があったと陳述していることから、同名簿を視認したが、同名簿において、申立人が主張するように被保険者氏名欄のみが空欄となっている箇所は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い上、年金事務所は、「オンライン記録で確認できる名簿のほかに、申立事業所に係る名簿は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 16 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 44 年 11 月 5 日まで

A社及びB社C支社における厚生年金保険被保険者期間(それぞれ申立期間①及び②)については、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求したこと、及び受給した覚えはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、B社C支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 47 日後の昭和 44 年 12 月 22 日に支給決定されている。

また、A社及びB社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、いずれも脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは無く、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年又は 61 年から 62 年まで
昭和 60 年又は 61 年から 62 年までの 2 年弱の間、正社員として A 社に勤務し、事務業務に従事したが厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 63 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、商業登記簿の記録によると、A 社の会社成立年月日は昭和 62 年 7 月 * 日である上、申立期間当時の住宅地図を見ても、申立人が主張する同社の所在地に同社の記載は無く、別の事業所名が記載されている。

さらに、A 社は、平成 12 年 3 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

加えて、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年に、同社で被保険者資格を取得している元従業員のうち、所在の判明した者二人に照会し一人から回答を得たが、申立人が申立期間に同社で勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
年金受給の裁定請求を行った際、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和 48 年 10 月 1 日にA社に再入社し、50 年 11 月末に退職したが、退職月の給与から厚生年金保険料が控除されていたのを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社提出の雇用保険被保険者離職証明書によると、申立人は、昭和 50 年 11 月 20 日に同社を退職していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る 120 人のうち、所在判明者 38 人に文書照会を行ったところ、回答が有った 22 人のうちの 8 人は申立人を記憶しているが、いずれの者も「申立人の退職日は不明である。」旨回答していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、B厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金基金関係の各種届出用紙は、厚生年金保険との複写式となっており、当基金に提出されたものと同じの内容の書類が社会保険事務所（当時）に提出されていた。」旨陳述しているところ、同基金提出の厚生年金基金加入員番号払出簿及び企業年金連合会提出の厚生年金基金加入員台帳において確認できる申立人の資格喪失日は、いずれも昭和 50 年 11 月 21 日となっており、A社に係る前述の被保険者名簿の記

録と一致する。

加えて、A社は、「申立人については、退職日の翌日を資格喪失日として届け出た。」旨陳述しているところ、昭和50年に退職している元従業員5人は、いずれの者も雇用保険における離職日の翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、整合した記録となっている。

一方、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められており、同法第14条において「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨定められていることから、申立人の資格喪失日は、昭和50年11月21日であり、同年11月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。